

## 牛頸区慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、牛頸区（以下「本区」という。）規約第28条により、本区住民の慶弔に関し必要な事項を定める。

(被支給者)

第2条 慶弔金の被支給者は、本区に住民登録し、区費を納入した所帯主または家族の方（小学生以上）で、組長の申し出により贈る。

(弔慰金)

第3条 弔慰金の額は、次の通りとする。

- |          |        |
|----------|--------|
| ① 所帯主    | 5,000円 |
| ② その他の家族 | 3,000円 |

2 前項にかかわらず、区の行政に特に功労のあった者および現職の役員ならびに職員については、執行部が協議のうえ決定する。

(見舞金等)

第4条 次に掲げる者が入院したときは、見舞金（またはそれに相当する品）を贈り、その金額については執行部が決定する。

- (1) 現職の役職員
- (2) 区の行政に功労のあった者
- (3) 区で行う行事で障害を受けた者
- (4) その他区長が必要と認めた者

(慶 事)

第5条 本区住民にとって荣誉ある表彰を受けた団体および個人には金品を贈ることができる。その金額は役員会で決定する。

(弔 辞)

第6条 弔辞等急を要することについては、区長に一任する。

(その他)

第7条 前各条以外の事項で、本規程の趣旨に該当するものについては、発生の都度執行部で決定し、評議員会に報告するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会に諮問し、区長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。  
平成 2年 4月15日一部改訂  
平成22年 7月 1日一部改訂